

松山市障がい者地域相談支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領

- 1 件名 松山市障がい者（北部・南部）地域相談支援センター運営業務委託
- 2 概要及び目的 松山市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する相談支援事業等を委託することにより、相談支援体制の連携強化や、身体・知的・精神・発達障がい・高次脳機能障がい・難病・虐待等の支援を行う。なお、民間の優れた技術力、経験、実績、コスト意識等を活用するために、複数の業者から企画提案を求める。
- 3 業務内容 仕様書のとおり
- 4 履行期間 **令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間**とする。
ただし、松山市が、その業務の実施につき著しく不相当と認めた場合、法及びこれに関連する政省令等に定める事項に違反した場合は、委託期間の満了日以前に契約を解除することができる。

- 5 募集圏域 募集圏域は以下のとおりとし、募集圏域ごとに選定する。

北部地域相談支援センター圏域	浅海、立岩、難波、正岡、北条、河野、粟井、中島、湯山、日浦、五明、伊台、三津浜、宮前、高浜、泊、由良、和気、潮見、堀江、久枝、新玉、清水、味酒、道後、味生
南部地域相談支援センター圏域	久米、小野、石井、浮穴、荏原、坂本、八坂、素鷲、東雲、番町、桑原、生石、余土、垣生、雄郡

(※圏域内町名については別紙、参照資料1に掲載。)

(※北部、南部のどちらか一方を選択し、応募するものとする。)

地域相談支援センターの設置場所については、上記の各センターの圏域内とすること。また、運営事業者は独立性・公平性・利便性の確保に努め、法人事務局や他事業所等とは別の場所に設置するものとする。

- 6 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

- 7 提案限度価格

【北部】	(3年間総額)	102,900,000円
各年度の上限額	令和4年度	34,300,000円
	令和5年度	34,300,000円
	令和6年度	34,300,000円
【南部】	(3年間総額)	106,500,000円
各年度の上限額	令和4年度	35,500,000円
	令和5年度	35,500,000円
	令和6年度	35,500,000円

※本業務は消費税法第6条第1項で定める別表第一の7のロに該当する非課税事業である。

なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。

8 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。また、複数の事業者が共同して参加希望者となる場合は、構成員となる事業者すべてが（１）、（３）～（８）の要件を満たしており、かつ、構成員となる事業者の一部は（２）の要件を満たしていること。ただし、複数の事業者が共同して参加希望者となった場合は、単独事業者としての参加又は他の事業者と重複しての参加は認めない。

- （１）法人格を有している者であること。
- （２）法第 51 条の 14 に規定する指定一般相談支援事業者又は法第 51 条の 17 に規定する指定特定相談支援事業者の指定を受けている法人か、又は、令和 4 年 4 月 1 日までに指定を受ける見込みがある法人であること。
複数の事業者が共同して参加希望者となる場合は、構成員となる事業者の一部が指定を受けていること。又は、令和 4 年 4 月 1 日までに指定を受ける見込みがあること。
- （３）法第 51 条の 14 に規定する指定一般相談支援事業者又は法第 51 条の 17 に規定する指定特定相談支援事業者として本市に事業所を有していること。また、複数の事業者が共同して参加希望者となる場合は、構成員のすべてが本市に事業所を有していること。
- （４）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- （５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- （６）国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- （７）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から 5 年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- （８）松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

9 募集要領等の配布

- （１）期間 令和 4 年 1 月 7 日（金）から令和 4 年 2 月 4 日（金）まで
- （２）場所 松山市二番町四丁目 7 番地 2 別館 1 階 松山市保健福祉部 障がい福祉課
- （３）方法 配布場所で直接受け取る。又は松山市ホームページからダウンロードすること。

【ホームページアドレス】

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/denshinyusatsu/gyoumuaitaku/info/r3itaku/shougaishasoudan.html>

※配布時間は 9 時から 17 時（土日、祝日を除く。）

10 評価基準 評価基準書（別紙 1）のとおり

11 選考方法

- （１）委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- （２）委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
- （３）選考は、評価基準書に基づき提案書、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととするが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、オンラインでのプレゼンテーション又は書面審査に変更する場合がある。

- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

12 選考委員会の構成

選考委員会は市職員5名程度で構成する。なお、外部の有識者（2名以上）から意見を求めるものとする。

13 募集要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 令和4年1月7日（金）から令和4年1月21日（金）（17時まで）

- (2) 受付方法

質問書（様式2）に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受け付けないものとする。

また、電子メールを送信した後に、障がい福祉課まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

- (3) 回答及び公表 令和4年1月7日（金）から令和4年1月28日（金）

質問者に電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

【ホームページアドレス】

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/denshinyusatsu/gyoumuitaku/info/r3itaku/shougaishasoudan.html>

14 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和4年2月4日（金） 17時（必着）
- (2) 提出書類 「16 提出書類 1～5」の書類を提出すること
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出場所 松山市二番町四丁目7番地2 別館1階
松山市保健福祉部 障がい福祉課 担当：秀野、増原
- (5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の送達に適する方法）
※持参の場合は9時から17時（土日、祝日を除く。）

15 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和4年2月14日（月） 17時（必着）
- (2) 提出書類 「16 提出書類 6～14」の書類を提出すること。
- (3) 提出部数 各11部（正本1部、副本10部）
- (4) 提出場所 松山市二番町四丁目7番地2 別館1階
松山市保健福祉部 障がい福祉課 担当：秀野、増原
- (5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の送達に適する方法）
※持参の場合は9時から17時（土日、祝日を除く。）

16 提出書類

次の書類を提出すること。

また、複数の事業者による共同参加表明の場合は、共同事業体協定書の写し(様式10)を提出するとともに、構成する事業者全てにおいて番号2～7、12・13の書類を提出すること。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書(様式1)	印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑)ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑証明書(原本)	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。 (発行後3か月を超えないもの)
3	履歴事項全部証明書(原本)	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。 (発行後3か月を超えないもの)
4	完納証明書(原本) 又は 納税証明書(原本)	次の証明書を添付すること。(発行後3か月を超えないもの) ア. 松山市で課税がある場合(松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等) 松山市(納税課)が発行する完納証明書 イ. 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村住民税の納税証明書。ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 ※松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にする事。 ※新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた者は、事前に障がい福祉課に相談すること。
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(原本) (未納の税額がないことの証明)その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者に関わらず発行されるので必ず添付すること。 (発行後3か月を超えないもの) ※新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた者は、事前に障がい福祉課に相談すること。
6	法人概要(様式3)	
7	定款	
8	本業務への執行体制等(様式4)	
9	職員の質の確保について(様式5)	
10	障がい者地域相談支援センターにおける公平性・中立性確保のための方策について(様式6)	
11	個人情報の管理及びリスク管理について(様式7) ※マニュアルの添付も含む	
12	直前2年分の財務諸表類(貸借対照表及び損益計算書の写し)	
13	経営状況等調査表(様式8)	
14	参考見積書(様式9)	公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
	チェックリスト	提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

17 プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時 令和4年2月下旬（詳細な日時については別途通知する。）
- (2) 実施場所 松山市二番町4丁目 松山市役所会議室（予定）（詳細については別途通知する。）
- (3) 実施時間 1者につき35分程度 プレゼンテーション 20分程度
ヒアリング 15分程度
- (4) 出席者 ①1者につき3名までとする。
②業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。
- (5) 留意事項 プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、パソコン・プロジェクター等は参加者が用意すること。

18 スケジュール

- (1) 募集要領 公告・公表 令和4年1月7日（金）
- (2) 募集要領等に関する質問の受付 令和4年1月7日（金）～令和4年1月21日（金）
- (3) 募集要領等に関する質問の回答・公表 令和4年1月7日（金）～令和4年1月28日（金）
- (4) 参加表明書の提出締切り 令和4年2月4日（金）
- (5) 提案書等の提出締切り 令和4年2月14日（月）
- (6) 応募業者数等の公表 令和4年2月17日（木）
- (7) プレゼンテーション・ヒアリング審査 令和4年2月下旬
（正式な日時・場所については、別途通知する。）
- (8) 特定・非特定結果の通知・公表 令和4年3月上旬（予定）
- (9) 契約締結・公表 令和4年3月中旬（予定）
- (10) 本業務引継ぎ期間（受託法人が変更の場合） 令和4年3月下旬（予定）

19 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合

20 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 「7 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

21 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。

- (3) 提出書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は松山市に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 提出書類の記入において公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないよう配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りでない。

22 事務局

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2 別館1階

松山市保健福祉部 障がい福祉課 担当：秀野、増原

Tel：089-948-6353 Fax：089-932-7553

e-mail：shougai@city.matsuyama.ehime.jp